

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則新旧対照表

現行		改正案	
～略～		～略～	
(応募資格等)		(応募資格等)	
第5条 公募委員に応募することができる者は、公募委員に選任される日において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。		第5条 公募委員に応募することができる者は、公募委員に選任される日において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。	
(1) <u>条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上の者</u>		(1) <u>条例第3条第1号に規定する町民のうち満18歳以上の者</u>	
(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
～略～		～略～	
別記様式(第8条関係)		別記様式(第8条関係)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
住民活動の経験		住民活動の経験	
_____		<u>(ある場合は記載してください。)</u>	

(略)		(略)	
選定基準及び応募資格 (選任日時点)	(略) □ <u>寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。</u>	選定基準及び応募資格 (選任日時点)	(略) □ <u>寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民のうち満18歳以上の者である。</u>
	(略)		(略)
(略)		(略)	
～略～		～略～	
		附 則	
		<u>この規則は、平成31年1月1日から施行し、同日以後に選任する公募委員について、適用する。</u>	